

**令和元年度**

**坂本地域まちづくり推進協議会臨時総会**



7月に天然記念物指定100周年を迎えるハナノキほか、坂本の花たち

**日時 令和2年3月30日(月)午後7時～**

**場所 坂本公民館ホール**

## 坂本地区まちづくり推進協議会臨時総会にあたり

～まちづくり推進協議会組織及び規約の見直し～

坂本地区まちづくり推進協議会  
会長 市岡 勉

中津川市は、各地域に存在する様々な課題を地域住民の意思に沿って解決し、暮らしやすさを追求し住民の満足度を向上させていくため、まちづくり推進協議会（以下「まち協」という。）の組織化を推奨してきました。

坂本地区のまち協は、市内最大の規模であり立ち上げから 18 年余りの活動実績を重ねてまいりました。途中には大幅な機構改革もありましたが、基本的には会長以下、執行部は区長会の役員が兼務した組織であり、まち協は顔の見えにくい組織となっています。

私は 8 年間にわたりまち協会長の任にあたってきましたが、その間には各種講演会、シンポジウム、視察研修やリニア関連整備計画への参画、小学校対象のリニア学習会の開催、こども園誘致活動などのインフラ整備に加え、まち協における各部会（特定のテーマごとに活動）からの要望書「区民の願い」を市へ提出するなど様々な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年では組織をより明確化し、地域の声をより細かく吸い上げて、課題解決をスムーズに行う、より現実的な組織とすべく 2 年余りの検討を続けてきました。今回の組織改編の骨子は以下の通りです。

- 1 まち協会長を区長会長と分離して、区長の任期に縛られることがない継続性を持たせること
- 2 部会を整理統合、それぞれの活動内容を明確化して各種テーマに柔軟に対応できるようにすること
- 3 まち協に、代議員制を採用し区民が会員であることを明確化すること
- 4 要望活動については区長会に一本化、まち協と区長会は対等の関係性とし連携していくこと

この臨時総会は新型コロナウイルス対策により一度延期いたしましたが、まち協新組織への円滑な移行を進める観点から、未だコロナウイルス終息の見通しが立ちませんので、やむを得ず招集させていただきました。

ご検討のうえ、ご承認いただければ幸甚でございます。

# 総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 事

議題1号 坂本地域まちづくり推進協議会規約の一部改正について

6 閉会のことば

## 議第1号

坂本地区まちづくり推進協議会規約の一部改正について

坂本地区まちづくり推進協議会規約を次のとおり一部改正する。

改正内容は、別紙1のとおり

坂本地区まちづくり推進協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、坂本地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」と称し、<u>事務所は坂本事務所内に置く。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(事務所) <u>削除</u></p> <p>(事業) 第3条 協議会は前条の目的を達成するため、坂本地区区長会（以下「区長会」という。）と連携し、次の事業を行う。 (以下省略)</p> <p>(会員) 第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。 <u>(1) 坂本地区に住所を有する個人</u> <u>(2) 坂本地区で活動する各種団体、組織及び法人等</u> <u>(3) その他会長が推薦する者</u></p>	<p>(名称) 第1条 本会は、坂本地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。</p> <p>(省略)</p> <p>(事務所) 第3条 協議会の事務所は、坂本事務所内に置く。</p> <p>(事業) 第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、坂本地区区長会（以下「区長会」という。）と連携し、次の事業を行う。 (以下省略)</p> <p>(組織) 第5条 協議会は次の者をもって組織する。 (1) 区長 (2) 財産区議会の代表 (3) 茄子川産業振興財団の代表 (4) 千旦林生産森林組合の代表 (5) 農業委員会委員坂本地区の代表 (6) 坂本地区民生委員児童委員協議会の代表 (7) 農事改良組合坂本支部の代表 (8) 文教関係の代表 (9) 坂本地区で活動する団体等で、会長が承認したもの。 (10) 会長が推薦する者</p>

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 部会長 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は選考委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 選考委員会の委員は役員会の構成員をもって充て、委員長は委員の互選とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は役員会及び各部会等に参画し、それぞれの調整を行う。
- (4) 会計は経理を担当する。
- (5) 部会長は部会の運営を担当する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。

(省 略)

(役員を選出)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 4名 以内
- (4) 事務局長 4名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 7名 以内

- 2 会長には区長会長が就任する。
- 3 副会長には区長会副会長が就任する。
- 4 理事には区長会理事が就任する。
- 5 事務局長は役員会が会員の中から選考し会長が指名する。
- 6 会計には区長会会計が就任する。
- 7 監事には区長会監事が就任する。
- 8 部会長は会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は役員会に参画する。
- (4) 事務局長は役員会及び各部会等に参画し、それぞれの調整を行う。
- (5) 会計は経理を担当する。
- (6) 部会長は部会の運営を担当する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(省 略)

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、部会及び専門分科会とする。

- 2 総会を除く、会議はすべて2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(代議員)

第11条 本会を構成する会員の代表として総会に出席する代議員を置く。

- 2 代議員の選出は、各区長及び各町内会長並びに各種団体から1名とする。  
3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。  
4 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。  
5 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の在任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する本会の議決機関であり、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。  
3 総会の議長は、会長が指名する。  
4 定期総会は、毎年1回開催し、次のことを議決する。  
(1) 役員を選任にすること。  
(2) 事業計画、事業報告にすること。  
(3) 予算及び決算にすること。  
(4) 規約の改廃にすること。  
(5) その他、本会の運営に関し、必要と認められること。  
5 臨時総会は、代議員の2分の1以上の要請があったとき、又は、会長が必要と認めるときに招集する。  
6 総会は、委任状を含めて代議員の過半数の出席で成立する。  
7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集して、次の事項を協議する。

- (1) 総会に諮る事項の調整及び決定に関すること。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、まちづくり推進特別委員会及び部会とする。

- 2 会議はすべて2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

第11条 総会は年1回会長が招集する。但し必要に応じ、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議長は、会長が指名する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要に応じて招集し、役員会の議長となる。

- 2 役員会には、顧問が必要に応じて出席することができる。

- (2) 部会にかかる懸案事項の調整及び方針に関すること。
- (3) 各種活動の企画、事業方針に関すること。
- (4) 行政と協議すべき案件の調整及び方針に関すること。
- (5) その他、本会の運営に関し、必要と認められること。

(まちづくり推進特別委員会)

削 除

(部会)

第 14 条 協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の会員は若干名とし、各部会員（以下「部員」という。）の割り振りは会長が指名する会員をもって構成する。
- 3 部会は、部会長が招集し議長となる。

(専門分科会)

第 15 条 特定の事業を推進するために、協議会に専門分科会を設けることができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する部員、その他必要とする者をもって構成する。
- 3 専門分科会の活動内容、分担などの必要な事項は、会長が各専門分科会と協議して定める。
- 4 専門分科会には、分科会長を置き、部会構成員の中から選出する。
- 5 専門分科会は、分科会長が招集し議長となる。

(まちづくり推進特別委員会)

第 12 条の 2 緊急の課題が生じた場合等会長はまちづくり推進特別委員会（以下「特別委員会」という。）を招集する。

- 2 特別委員会の委員は会長が事務局長と協議の上指名する。
- 3 会長は特別委員会の議長となる。
- 4 特別委員会で協議した内容は協議会及び区長会へ報告するものとする。

(部会)

第 13 条 協議会に次の部会を設けることができる。

- (1) 総務部会
- (2) 文教部会
- (3) 環境部会
- (4) 福祉部会
- (5) 農林部会
- (6) 商工観光部会
- (7) 建設部会
- 2 部会の委員は若干名とし、各部会委員の割り振りは協議会で推薦し会長が任命する。
- 3 部会は、部会長が招集し議長となる。



<p>(会計) 第16条</p> <p>(経費) 第17条</p> <p>(会計年度) 第18条</p> <p>(雑則) 第19条</p>	<p>(会計) 第14条</p> <p>(経費) 第15条</p> <p>(会計年度) 第16条</p> <p>(雑則) 第17条</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

# 坂本地域まちづくり推進協議会規約 (案)

## (名称及び事務所)

第1条 本会は、坂本地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」と称し、事務所は坂本事務所内に置く。

## (目的)

第2条 協議会は、「住民参加によるまちづくり」を基本理念とし、坂本地区の住民（以下「区民」という。）の良好なコミュニティの形成及び地域の自然や特色を活かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、坂本地区区長会（以下「区長会」という。）と連携し、次の事業を行う。

- (1) 各部会の所管事項に関する調査研究
  - (2) 良好な地域コミュニティの形成に関する区民への普及啓発
  - (3) 坂本地域まちづくりビジョンの策定
  - (4) まちづくりに関する区民及び関係団体等への提言並びに支援
  - (5) まちづくりに関する行政への提言及び要望
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業を実施した場合は区長会へ報告するものとする。
- 3 第1項各号に定める事業を行うにあたり、区民の意思を確認する必要がある場合は区長会と協議し、その判断を仰ぐものとする。

## (会員)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 坂本地域に住所を有する個人
- (2) 坂本地域で活動する各種団体、組織及び法人等
- (3) その他会長が推薦する者

## (役員を選出)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は選考委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 選考委員会の委員は役員会の構成員をもって充て、委員長は委員の互選とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は役員会及び各部会等に参画し、それぞれの調整を行う。

(4) 会計は経理を担当する。

(5) 部会長は部会の運営を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の承認を得て会長が選任するものとする。

3 顧問は、会議に出席することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、部会及び専門分科会とする。

2 総会を除く、会議はすべて2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(代議員)

第11条 本会を構成する会員の代表者として総会に出席する代議員を置く。

2 代議員の選出は、各区長及び各町内会長並びに各種団体から1名とする。

3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。

4 代議員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠により選出された代議員の仕事は、前任者の在任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する本会の議決機関であり、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が指名する。

4 定期総会は、毎年1回開催し、次のことを議決する。

(1) 役員を選任に関する事。

(2) 事業計画、事業報告に関する事。

(3) 予算及び決算に関する事。

(4) 規約の改廃に関する事。

(5) その他、本会の運営に関し、必要と認められる事。

5 臨時総会は、代議員の2分の1以上の要請があったとき、又は、会長が必要と認めたときに招集する。

6 総会は、委任状を含めて代議員の過半数の出席で成立する。

7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集して、次の事項を協議する。

(1) 総会に諮る事項の調整及び決定に関する事。

(2) 部会にかかる懸案事項の調整及び方針に関する事。

(3) 各種活動の企画、事業方針に関する事。

(4) 行政と協議すべき案件の調整及び方針に関する事。

(5) その他、本会の運営に関し、必要と認められる事。

(部会)

第14条 協議会に部会を設けることができる。

2 部会の委員は若干名とし、各部会員(以下「部員」という。)の割り振りは会長が指名する会員をもって構成する。

3 部会は、部会長が招集し議長となる。

(専門分科会)

第15条 特定の事業を推進するために、協議会に専門分化会を設けることができる。

2 専門分科会は、会長の指名する部員、その他必要とする者をもって構成する。

3 専門分科会の活動内容、分担などの必要な事項は、会長が各専門分科会と協議して定める。

4 専門分科会には、分科会長を置き、部会構成員の中から選出する。

5 専門分科会は、分科会長が招集し議長となる。

(会計)

第16条 協議会の会計は、一般会計と基金会計とする。

2 基金会計は各地域の夏祭りなどの支援を目的とする。

(経費)

第17条 協議会の運営に関する経費は、会費、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てるが

財産（この会名義の貯金）については、会員は持分を有しない。

（会計年度）

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（雑則）

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が総会に諮って決める。

（附則）

この規約は平成13年7月24日から施行し、最初の役員及び委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

（この規約の施行日をもって坂本地域総合計画推進協議会規約は、廃止する。）

（附則）

この規約は、平成14年5月28日から施行する。

（附則）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。（平成22年2月23日臨時総会）

（附則）

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

（附則）

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

（附則）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

（附則）

この規約は、平成25年5月22日から施行する。

（附則）

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

（附則）

この規約は、平成29年5月26日から施行する。

（附則）

この規約は、令和2年4月1日から施行する。